

元文科施第172号  
令和元年8月30日

各都道府県教育委員会教育長  
各都道府県知事  
各国公立大学長  
各公立高等専門学校長  
各大学共同利用機関法人機構長 殿  
各文部科学省独立行政法人の長  
各文部科学省国立研究開発法人の長  
日本私立学校振興・共済事業団理事長  
公立学校共済組合理事長

文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部長  
平井明成

(印影印刷)

学校施設等における石綿含有保温材等の使用状況調査（特定調査）  
の結果について（通知）

児童生徒等の安全対策に万全を期すため、平成30年10月1日時点の学校施設等における石綿を含有する張り付けられた保温材、耐火被覆材、断熱材（以下「石綿含有保温材等」という。）の使用状況について、「学校施設等における石綿含有保温材等の使用状況調査（特定調査）について（依頼）」（平成30年7月27日付け30文科施第138号）により依頼していたところです。

このたび、別添1のとおり上記調査の結果を取りまとめ、公表しましたので通知します。

本調査結果において、石綿含有保温材等の使用状況調査が未完了の機関及び、措置済みでない石綿含有保温材等を保有している機関については下記に基づいて、速やかに必要な対策等を講じるようお願いします。

また、建物には多種多様なアスベスト含有建材が使用されていることから、各機関においては、引き続き当該部分の適切な維持管理が必要であり、改修や取壊し工事を行う際には、関係法令及び下記に基づいた適切な対応をお願いします。

このことについて、都道府県教育委員会においては所管の学校等及び域内の市区町村教育委員会に対し、都道府県知事部局においては所轄の学校及び学校法人等に対し、別表を参照の上、周知徹底するとともに、適切な対策がなされるよう指導願います。

## 1. 調査結果を踏まえた対応

### (1) 使用状況調査が未完了の場合

- ・使用状況調査が未完了の機関においては、対象建材の状態等により安全性への危惧があることから、児童生徒等の安全対策に万全を期すためにも早期に調査を完了すること。

### (2) 劣化、損傷等がある保温材や耐火被覆材（以下「保温材等」という。）を保有する機関

- ・劣化、損傷等がある保温材等を保有する機関においては、専門業者等に相談の上、直ちに応急処置を講じるとともに、速やかに除去や囲い込み等の処置を講じること。

### (3) 劣化、損傷等がある煙突用断熱材を保有する機関

- ・劣化、損傷等がある煙突用断熱材を保有する機関においては、煙突を使用中のものは、専門業者等に相談の上、速やかに必要な対策を講じること。
- ・使用停止した煙突は、速やかに除去や囲い込み等の処置を講じること。

### (4) 措置済み又は劣化、損傷等のない保温材等や煙突用断熱材を保有する機関

- ・措置済みであったり、劣化、損傷等がなくても、今後、経年による劣化、損傷等のおそれがあることから定期的な点検・維持管理を行うこと。

### (5) 新たに未措置のアスベストが確認された場合

- ・新たに未措置のアスベストが確認された場合は、その損傷、劣化等の状況を把握し、必要に応じて専門業者等に相談の上、必要な対策を講じること。また、既に確認しているものを含め、速やかに除去や囲い込み等の処置を講じること。

### (6) 情報の保存・管理

- ・アスベストに関する関係書類は、学校等の設置者が適切なアスベスト管理を行うために必要な資料であるため保存管理を徹底すること。
- ・また、文部科学省において、アスベスト対策の実施状況のフォローアップ調査等を行うこととしているため、本調査等の関係書類は保存しておくこと。特に、担当者が変更となった際等に、過去の経緯が不明とならないよう、調査結果等を、組織として適切に引継ぐこと。

### (7) 情報の公表

- ・アスベストに関する情報の公表については、ホームページ等の活用を検討すること
- ・児童、生徒、学生、教職員及び保護者等への説明は、アスベストの存在とその状態、立入禁止等の処置状況及び今後の対応方針等について、できる限り速やかに、かつ、きめ細やかに行うこと。
- ・特に、劣化、損傷等がある保温材等や煙突用断熱材を保有する機関のある地方公共団体においては今回の調査結果も踏まえ、その劣化、損傷の状況や、処置計画を住民に対し適切に情報提供を行うこと。

### (8) その他

- ・次回以降の調査において、使用状況調査や対策が進んでいない場合は、自治体名等を公表することも検討している。

## 2. アスベスト対策について

- ・アスベスト対策工事については、別添2を参照の上、国の財政支援制度の活用を検討すること。
- ・アスベスト対策工事を行う場合には、アスベストの大気中への飛散防止やアスベスト廃棄物の適切な処理等について配慮するとともに、関係法令及び関係省庁の通知等を遵守し、地方公共団体の関係部局等と十分連絡調整の上、適切に対応すること。
- ・建物の解体工事等の実施に当たっては、「石綿障害予防規則の一部を改正する省令」及び「大気汚染防止法の一部を改正する法律」等の施行に伴う学校施設等におけるアスベスト（石綿）対策について（周知）」（平成26年6月20日26施企第6号）及び「石綿飛散漏洩防止対策徹底マニュアル[2.20版]」（平成30年3月厚生労働省）※1も参照すること。また、吹き付けアスベスト等や石綿含有保温材等の使用実態調査等の事前調査結果を工事受注者に通知し、適正な工事が実施されるよう努めること。これらの調査で確認できない部分等に石綿含有建材が使用されている可能性もあるため、石綿不使用とされた機関においても、慎重に対応すること。

## 3. 災害時における対応について（平成23年3月24日文部科学省事務連絡参照）

- ・災害時においては、倒壊等の被害を受けた学校施設等を保有する機関においては、アスベストの飛散のおそれがないか速やかに確認すること。
- ・上記の確認等作業に当たっては、職員等に呼吸用保護具及び作業衣又は保護衣を着用させること。
- ・確認の結果、飛散のおそれがある場合には、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」（平成29年9月環境省）※2及び同概要版（平成29年9月環境省）※3を参考に、速やかに立入禁止処置を講ずるとともに飛散防止のための応急処置を講ずること。
- ・アスベストが使用されていた学校施設等が倒壊したことにより、廃棄物として処理されることとなったものについては、「廃石綿が混入した災害廃棄物について」（平成23年3月環境省）※4により、適切に対応すること。

## 4. その他の留意事項

### （1）煙突用断熱材への対応について

- ・石綿含有保温材等（石綿を含有する張り付けられた保温材、耐火被覆材、断熱材）については、平成26年3月の石綿障害予防規則の改正により、新たに同規則第10条の規制対象となったことから、平成26年度より使用状況調査を実施しているところ。特に煙突に使用されている断熱材については、建材の劣化が激しい場合は、煙突からアスベスト繊維を大気中に発散させる、煙突内に入った雨水などを排水するドレン管から排出される、剥落して最下の掃除口に堆積した石綿が含有している断熱材等を灰と誤って一般のゴミとして廃棄されるといった例もあることから、特に注意すること。また、煙突内の清掃等作業を行う場合は、「煙突内部に使用される石綿含有断熱材における除去等について」（平成24年9月13日厚生労働省通知）※5も参照すること。

### （2）非飛散性アスベスト含有成形板への対応について

- ・アスベストはその繊維が空気中に浮遊した状態にあると危険であると言われており、通常の使用状態では板状に固めた建材の危険性は低いと考えられるため非飛散性アスベスト含有成形板（アスベストを含有するボード類、床材、煙突（円筒）等）は調査対象外としているが、これらについてもその状態について点検・維持管理を行うこと。
- ・非飛散性アスベスト含有成形板の除去については、「非飛散性アスベスト含有成形

板の除去に係る留意事項について」(平成22年12月27日 文部科学省事務連絡)、  
「石綿含有成形板の除去作業における労働者の石綿ばく露防止措置について」(平成27年11月17日 厚生労働省通知) ※6を参照すること。

### (3) 石綿含有建築用仕上塗材への対応について

- ・学校施設等の外装や内装の仕上材として使用されている建築用仕上塗材には、石綿が含有されている場合もある。石綿が含有されている建築用仕上塗材部分の改修工事や取壊し工事を行う場合は、工事場所を所管する行政機関に相談するなどして適切に対応すること。なお、石綿含有建築用仕上塗材の取扱いについては、「石綿含有仕上塗材の除去等作業における石綿飛散防止対策について」(平成29年5月30日 環境省通知) ※7及び「石綿含有建築用仕上塗材の除去等作業における大気汚染防止法令上の取扱い等について」(平成29年5月31日 厚生労働省通知) ※7を参照すること。

### (4) 石綿含有製品等の製造、輸入、譲渡、提供又は使用の禁止の徹底について

- ・石綿及び石綿をその重量の0.1%を超えて含有する製剤その他の物については、平成18年9月1日から、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第55条の規定に基づき、製造、輸入、譲渡、提供又は使用が禁止されており、このことに関し、「石綿含有製品等の製造、輸入、譲渡、提供又は使用の禁止の徹底について」(平成23年1月27日 厚生労働省通知) ※8を参照し、適切に対応すること。特に輸入品については、同通知の記2～4に十分留意すること。
- ・なお、石綿等の製造等の禁止に係る猶予措置については既に終了しており、平成24年3月1日以降は製造等は全面禁止 ※9となっているので注意すること。

#### (参考)

- ※1 「石綿飛散漏洩防止対策徹底マニュアル[2.20版]」(平成30年3月 厚生労働省)  
<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11300000-Roudoukijunkyokuanzeneseibu/0000199663.pdf>
- ※2 「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル(改訂版)」(平成29年9月 環境省)  
[http://www.env.go.jp/air/asbestos/saigaiji\\_manu/rev2017\\_zentaiban.pdf](http://www.env.go.jp/air/asbestos/saigaiji_manu/rev2017_zentaiban.pdf)
- ※3 「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル(概要版)」(平成29年9月 環境省)  
[http://www.env.go.jp/air/asbestos/saigaiji\\_manu/rev2017\\_gaiyouban.pdf](http://www.env.go.jp/air/asbestos/saigaiji_manu/rev2017_gaiyouban.pdf)
- ※4 「塵石綿が混入した災害廃棄物について」(平成23年3月 環境省)  
<http://www.env.go.jp/jishin/saigai-ishiwata.pdf>
- ※5 「煙突内部に使用される石綿含有断熱材における除去等について」(平成24年9月13日 厚生労働省通知)  
[http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/sekimen/hourei/dl/130107\\_0913-01.pdf](http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/sekimen/hourei/dl/130107_0913-01.pdf)
- ※6 「石綿含有成形板の除去作業における労働者の石綿ばく露防止措置について」(平成27年11月17日 厚生労働省通知)  
[http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/sekimen/hourei/dl/151126\\_1.pdf](http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/sekimen/hourei/dl/151126_1.pdf)
- ※7 「石綿含有仕上塗材の除去等作業における石綿飛散防止対策について」(平成29年5月30日 環境省通知)  
「石綿含有建築用仕上塗材の除去等作業における大気汚染防止法令上の取扱い等について」(平成29年3月1日 厚生労働省通知)  
<https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/sekimen/hourei/dl/180412-04.pdf>
- ※8 「石綿含有製品等の製造、輸入、譲渡、提供又は使用の禁止の徹底について」(平成23年1月27日 厚生労働省通知)  
<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000001146w.html>
- ※9 「労働安全衛生法施行令等の一部を改正する政令の周知について」(平成24年1月25日 厚生労働省通知)  
[http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/sekimen/hourei/dl/120125\\_0125-9.pdf](http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/sekimen/hourei/dl/120125_0125-9.pdf)

- 石綿含有建材を調査する者のための講習制度が新しくなります！  
～3省が連携し、石綿含有建材調査に係る総合的な知識を有する専門家の育成を図ります～  
(国土交通省ホームページ)  
[http://www.mlit.go.jp/report/press/house05\\_hh\\_000745.html](http://www.mlit.go.jp/report/press/house05_hh_000745.html)
- 一般社団法人日本環境衛生センター「建築物石綿含有建材調査者講習修了者情報」  
<http://www.jesc.or.jp/training/tabid/132/Default.aspx>
- 「建築物の改修・解体時における石綿含有建築用仕上塗材からの石綿粉じん飛散防止処理技術指針」  
(平成28年4月28日) (日本建築仕上材工業会ホームページ)  
<http://www.nsk-web.org/as/as20160613.pdf>
- 文部科学省におけるアスベスト対策への取組  
<http://www.mext.go.jp/submenu/05101301.htm>

(本件連絡先)

大臣官房 文教施設企画・防災部 施設企画課  
指導第二係 杉浦、桜井  
電話：03-5253-4111 (内線2292)  
E-mail：[shisetulead-2@mext.go.jp](mailto:shisetulead-2@mext.go.jp)



令和元年8月30日  
文 部 科 学 省

## 学校施設等における石綿含有保温材等の 使用状況調査（特定調査）の結果について

### 1. 経緯

文部科学省では、児童生徒等の安全対策に万全を期すため、平成17年度に「学校施設等における吹き付けアスベスト等使用実態調査」を実施し、以降、定期的にフォローアップ調査を実施している。

本調査は、石綿障害予防規則の改正（平成26年3月）により、同規則第10条の規制対象として、これまでの吹き付けアスベスト等に加え、新たに「石綿を含有する張り付けられた保温材、耐火被覆材、断熱材（以下「石綿含有保温材等」という。）」が追加されたことから、特に飛散の危険性が高い室内等に露出して設置されている保温材や耐火被覆材（以下「保温材等」という。）及び煙突用断熱材の使用状況について、平成26年度、平成28年度に引き続き、調査（特定調査、平成30年10月1日時点）を実施したものの。

### 2. 調査概要

#### (1) 調査内容

平成30年10月1日時点の使用状況調査を実施。

- ① 室内等に露出した保温材等の使用状況  
石綿の含有の有無に関わらず教室や廊下等に露出して設置されている保温材及び耐火被覆材の劣化、損傷等の状況を調査。
- ② 煙突用断熱材の使用状況  
石綿を含有する煙突用断熱材の劣化、損傷等の状況を調査。

#### (2) 対象機関

国公立学校、公立社会教育施設、公立社会体育施設、公立文化施設、公立学校関係施設（共同調理場、教職員宿舎等）、所管独立行政法人、所管国立研究開発法人、大学共同利用機関法人、所管共済組合類型の法人等。（123, 766機関）

#### (3) 対象建材及び建築物

保 温 材：平成8年度以前に完成した建築物。  
耐 火 被 覆 材：平成17年度頃までに完成した建築物。  
煙突用断熱材：平成30年10月1日時点で保有する全数。

### 3. 調査結果

#### (1) 使用状況調査の実施状況

##### ① 室内等に露出した保温材等

調査区分	前回の結果	今回の結果	増減
	(平成28年10月1日時点)	(平成30年10月1日時点)	
調査未完了の機関数	1,363機関	797機関	▲566機関
調査完了率	98.9%	99.4%	—

##### ② 煙突用断熱材

調査区分	前回の結果	今回の結果	増減
	(平成28年10月1日時点)	(平成30年10月1日時点)	
調査未完了の機関数	2,022機関	1,121機関	▲901機関
調査完了率	98.4%	99.1%	—

#### (2) 使用状況調査の結果

##### ① 室内等に露出した保温材等

調査区分	前回の結果	今回の結果	増減
	(平成28年10月1日時点)	(平成30年10月1日時点)	
露出した保温材等を保有する機関	26,344機関	25,132機関	▲1,212機関
上記のうち、劣化、損傷等がある保温材等を保有する機関	223機関	210機関	▲13機関

※上記の「露出した保温材等を保有する機関」は石綿含有の有無にかかわらない

##### ② 煙突用断熱材

調査区分	前回の結果	今回の結果	増減
	(平成28年10月1日時点)	(平成30年10月1日時点)	
断熱材を使用した煙突を保有する機関	10,251機関	9,837機関	▲414機関
上記のうち、劣化、損傷等がある石綿含有煙突用断熱材を保有する機関	370機関	212機関	▲158機関



#### 4. 今後の対策について

- 本調査結果の通知文において、以下を要請。
  - ①調査未完了の機関に対して使用状況調査の早期完了の徹底すること
  - ②調査、措置済みの機関も含め、今後経年による劣化、損傷等のおそれがあることから、定期的な点検の実施を行うこと
  - ③劣化、損傷等がある保温材等を保有する機関は、専門業者等に相談の上、直ちに応急処置を講じるとともに、速やかに除去や囲い込み等の処置を行うこと
  - ④劣化、損傷等がある煙突用断熱材を保有する機関は、煙突を使用中のものは、専門業者等に相談の上、速やかに必要な対策を行うこと。また、使用停止した煙突は、速やかに除去や囲い込み等の処置を行うこと
- 国公立小中学校等の対策工事のための補助を引き続き実施。
- 各種会議や研修会等で、適切なアスベスト対策について継続的に周知。

---

調査結果の詳細は、別紙1～2及び以下の文部科学省ホームページを参照してください。

[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/houdou/31/08/1420556.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/31/08/1420556.htm)

## 石綿含有保温材等の使用状況調査(特定調査)

室内等に露出した保温材等の使用状況										
機関種別	全機関数	調査 未完了 機関数	① 露出保温材、耐火被覆材が使用 されているもの			② 左記①のうち、措置済み状態でないもの (劣化、損傷等による飛散のおそれがあるもの)				
			機関数	室数	通路部分	機関数	室数		通路部分	
							(石綿含有)	(不明)	(石綿含有)	(不明)
1. 公立学校 (幼稚園、幼保連携型認定こども園、 小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、 中等教育学校、特別支援学校) ※公立大学(公立大学法人含む)が設置する 大学の附属学校を除く	37,798	17	17,128	202,235	68,477	39	0	36	0	35
2. 公立学校 (高等専門学校、大学※)	110	0	33	4,405	440	2	12	0	0	0
3. 公立学校関係施設 (共同調理場、教育研修センター、 教育支援センター、教職員宿舎等)	16,653	51	2,769	8,910	995	4	0	4	1	0
4. 国立学校 (高等専門学校、大学(附属学校含む)、 大学共同利用機関)	141	0	112	62,618	4,528	8	12	129	0	3
5. 私立学校 (幼稚園、幼保連携型認定こども園、 小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、 中等教育学校、特別支援学校、 高等専門学校、大学、専修学校(国公立※)、 各種学校(国公立※))	15,608	46	1,277	53,670	7,884	39	86	464	15	110
6. 公立社会教育施設	21,739	257	2,217	7,960	1,145	59	30	102	13	17
7. 公立社会体育施設	28,116	362	1,245	4,233	778	29	2	53	5	8
8. 公立文化施設 (文化会館、文化財保存施設)	3,578	64	337	2,243	564	30	19	75	2	46
9. 所管独立行政法人等施設 (国立大学法人、国立高等専門学校機構、 大学共同利用機関を除く)	23	0	14	5,915	433	0	0	0	0	0
計	123,766	797	25,132	352,189	85,244	210	161	863	36	219
(参考 平成28年度調査) 計	127,827	1,363	26,344	377,593	90,349	223	280	1,276	49	197

※公立大学(公立大学法人含む)が設置する大学の附属学校を含む(但し附属の専修学校を除く)

※公立大学が設置する高等専門学校は大学に含めて回答

※国公立専修学校と国公立各種学校は「5. 私立学校」に計上

**石綿含有保温材等の使用状況調査(特定調査)**

煙突用断熱材使用煙突状況												
機関種別	全機関数	調査 未完了 機関数	断熱材を使用した 煙突の保有状況		①左記のうち、 石綿含有断熱材を 使用しているもの		②左記①のうち、 措置済状態にあるもの		左記①のうち、措置済状態ではないもの			
			機関数	本数	機関数	本数	機関数	本数	③損傷、劣化等による 石綿等の粉じんの飛散の おそれがないもの		④損傷、劣化等による 石綿等の粉じんの飛散の おそれがあるもの	
									機関数	本数	機関数	本数
1. 公立学校 (幼稚園、幼保連携型認定こども園、 小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、 中等教育学校、特別支援学校) ※公立大学(公立大学法人含む)が設置する 大学の附属学校を除く	37,798	474	5,012	10,551	2,775	5,862	1,606	3,587	1,063	2,066	96	108
2. 公立学校 (高等専門学校、大学※)	110	2	57	196	22	49	5	9	17	38	2	2
3. 公立学校関係施設 (共同調理場、教育研修センター、 教育支援センター、教職員宿舎等)	16,653	84	912	1,467	102	129	42	45	45	64	7	8
4. 国立学校 (高等専門学校、大学(附属学校含む)、大学 共同利用機関)	141	5	116	890	69	327	55	203	33	117	2	7
5. 私立学校 (幼稚園、幼保連携型認定こども園、 小学校、中学校、義務教育学校、 高等学校、中等教育学校、特別支援学校、 高等専門学校、大学、専修学校(国公立※)、 各種学校(国公立※))	15,608	87	1,160	2,849	516	986	260	409	250	461	42	74
6. 公立社会教育施設	21,739	269	1,432	1,818	627	669	216	232	301	319	44	46
7. 公立社会体育施設	28,116	130	732	863	240	256	80	86	135	142	14	16
8. 公立文化施設 (文化会館、文化財保存施設)	3,578	69	397	504	128	156	37	48	63	75	5	5
9. 所管独立行政法人等施設 (国立大学法人、国立高等専門学校機構、 大学共同利用機関を除く)	23	1	19	336	14	104	10	29	9	75	0	0
計	123,766	1,121	9,837	19,474	4,493	8,538	2,311	4,648	1,916	3,357	212	266
(参考 平成28年度調査) 計	127,827	2,022	10,251	20,488	4,351	8,258	1,616	3,613	2,179	3,697	370	482

※公立大学(公立大学法人含む)が設置する大学の附属学校を含む(但し附属の専修学校を除く)

※公立大学が設置する高等専門学校は大学に含めて回答

※国公立専修学校と国公立各種学校は、「5. 私立学校」に計上

## アスベスト対策工事に係る文部科学省の 財政支援制度の概要

### 【公立学校】

#### 1. 該当事業

大規模改造（質的整備）「イ 法令等に適合させるための施設整備工事」

（吹き付けられた石綿等又は張り付けられた保温材、耐火被覆材、断熱材が損傷、劣化等により石綿等の粉じんを発散させるおそれがある場合）

#### 2. 対象施設

公立の幼稚園（幼稚園から移行した幼保連携型認定こども園を含む）、小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校

#### 3. 国庫補助率

原則 1 / 3

※工事費が400万円以上の事業が対象

#### 4. 工事内容

アスベスト対策工事（対策工事を行う場合に限り、当該年度支出分の分析調査費用を含む）

### 【私立学校】

#### 1. 該当事業

・私立学校施設整備費補助金における「アスベスト対策工事」（幼保連携型認定こども園以外）

・認定こども園施設整備交付金における「大規模修繕等」（幼保連携型認定こども園）

（アスベスト対策工事の対象となる建材は、建築物等に吹き付けられた石綿等※又は張り付けられた石綿等※が使用されている保温材、耐火被覆材等）

※石綿障害予防規則（平成17年2月24日厚生労働省令第21号）第2条第1項に定める「石綿等」。

#### 2. 対象施設

私立の大学、短期大学、高等専門学校、高等学校、中等教育学校、義務教育学校、中学校、小学校、特別支援学校及び幼稚園、幼保連携型認定こども園

#### 3. 国庫補助率

大学等… 1 / 2 ※事業費の下限は設けない

高等学校等… 1 / 3 ※事業費の下限は設けない

幼稚園… 1 / 3

※工事費が400万円以上の事業が対象（令和元年度末までは、事業費の下限は設けない）

幼保連携型認定こども園… 国 1 / 2、市町村 1 / 4

※工事費が30万円以上の事業が対象

#### 4. 工事内容

アスベスト対策工事（対策工事を行う場合に限り、分析調査費用を含む）

### 【国立大学等（共同利用機関法人及び高等専門学校を含む）】

施設整備事業と併せて実施するアスベスト対策工事は国の財政支援の対象

これら以外に、他省庁の財政支援制度の活用も検討すること。

# 周知依頼一覧表

別表

周知元	調査対象機関（周知先）	備考
都道府県教育委員会	・公立幼稚園 （都道府県立、市区町村立）	
	・公立幼保連携型認定こども園 （都道府県立、市区町村立）	
	・公立小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、 中等教育学校、特別支援学校 （都道府県立、市区町村立）	
	・公立学校関係施設（教職員宿舎、その他施設） （都道府県立、市区町村立）	
	・公立学校関係施設（共同調理場） （都道府県立、市区町村立）	
	・公立学校関係施設（教育研修センター） （都道府県立、市区町村立）	
	・公立学校関係施設（教育支援センター） （都道府県立、市区町村立）	
	・公立高等専門学校 （都道府県立、市区町村立）	
	・公立社会教育施設 （都道府県立、市区町村立）	
	・公立社会体育施設 （都道府県立、市区町村立）	
	・公立文化施設（文化会館） （都道府県立、市区町村立）	※市区町村が首長部局で所管している場合においても、市区町村教育委員会を通じて、周知いただきますようお願いします。
・公立文化施設（文化財保存施設） （都道府県立、市区町村立）		
都道府県知事部局	・私立幼稚園 ※学校設置会社立の学校含む	
	・私立幼保連携型認定こども園 ※学校設置会社立の学校含む	
	・私立小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、 中等教育学校、特別支援学校 ※学校設置会社立の学校含む	
	・専修学校（国公私立）、各種学校（公私立） ※国公立大学法人立、学校設置会社立の学校含む	
	・公立文化施設（文化会館） （都道府県立）	
	・公立文化施設（文化財保存施設） （都道府県立）	

※周知元について、上記の整理と異なる都道府県がございましたら、周知漏れがないよう、教育委員会と知事部局の間で、適切に調整願います。